

# プリペイドカード制導入バスの利用に係る運賃等相当額の算出方法について

(平成8年9月24日岩警発第1077号警察本部長)

〔沿革〕平成13年7月岩警第818号改正、16年第561号改正

各 部 長  
各 所 属 長

## 1 変更されるバスの運賃体系等

### (1) 運賃体系

現金払いのほか、定期券、回数券及びプリペイドカードを発行するものであること。  
ただし、回数券にあつては岩手県北自動車(株)のみの発行であること。

### (2) プリペイドカードの種類

種 類	運賃の支払いができる金額
300 円券	300 円
1,000 円券	1,100 円
3,000 円券	3,300 円
5,000 円券	5,700 円

## 2 運賃等相当額の算出方法

運賃等相当額は、当該交通機関において発行される最も長い通用期間の定期券の価格をその通用期間の月数で除して得た1箇月当たりの運賃等相当額、回数券利用による1箇月当たりの運賃等の額及びプリペイドカード利用による1箇月当たりの運賃等の額を比較し、いずれか低廉となるものとする。

なお、プリペイドカード利用による1箇月当たりの運賃等の額は次により算出するものとする。

運賃等の額 = (プリペイドカードの価格) ÷ (プリペイドカードにより運賃の支払いができる金額) × 1回当たりの現金支払額 × 2 × 21回 (交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)

\* 運賃等の額の算出に使用するプリペイドカードの券種は、現金払いによる1箇月当たりの運賃等の額の範囲内で、その購入に要する金額が最も高額なものとする。

## 3 その他

(1) 通勤手当額の改定は、プリペイドカードの導入に伴うものであり、通勤届の提出は必要としないが、現在提出されている通勤届に改定内容を記載し、決定権者の認め印を押印するものとする。

(2) 事後の確認については、「通勤手当の事後の確認について」(昭和62年8月4日付け岩警発第767号)によるものとする。